

## 屋外広告物適正化旬間のお知らせ

良好な景観形成や屋外広告物の適正な管理等を推進するため、全国的に9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定めています。この期間を中心に屋外広告物の規制制度の周知や、違反広告物等のパトロールなどが行われます。

広告物を掲出している事業者は、条例に適合しているかの確認を行うなど、本取り組みへのご協力をお願いします。

■問合せ 建設課都市計画係 ☎72-6907

### 使用済プラスチック 使用製品の分別回収 実証事業

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機に、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まり、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化（リサイクル）に努めることとされました。

これを受けて、町ではプラスチックの収集やリサイクルに向けた課題を検証し、令和6年度からの使用済プラスチック使用製品の本格回収を実施するため、使用済プラスチック使用製品の分別回収実証事業を実施します。

▼回収日 9月24日、10月22日、11月26日、12月24日、1月28日、2月25日  
(毎月第4日曜日 計6回)

▼時間 午前9時～正午(3時間)  
※実証事業のため、時間を変更することがあります。

▼場所 クリーンステーション那須

▼回収条件  
・金属物が付属していないこと  
・汚れが付着していないこと(ほこりの付着程度は可)

・シール等は可能な限り剥がすこと  
※具体例には掲載されていなくて

も、回収条件を満たした類似する使用済プラスチック使用製品は回収します。

▼品目 クリーンステーション那須に直接搬入される使用済プラスチック使用製品(硬質プラスチック類)、回収対象の使用済プラスチック使用製品

★具体例(一例)



コンテナBOX

衣装ケース

ハンガー

つげもの樽

※回収対象の詳細な具体例は、町ホームページをご確認ください。

▼問合せ 環境課環境衛生係 ☎72-6916



ホームページ

### 水道料金・下水道使用料の端数処理方法が変わります

10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

制度開始に伴い、水道料金と下水道使用料について、現在の端数処理方法の「10円未満切り捨て」から「1円未満切り捨て」に、10月1日から変更となります。

なお、基本料金、超過料金等の税抜き料金部分に変更はありません。また、水道料金等の納入通知書等に「登録番号」「適用税率」「消費税額」等を記載します。

▼計算例  
※使用水量(2カ月分)が35m<sup>3</sup>の場合で計算しています。

○水道料金(口径13mmの場合)  
(3, 200円(基本料金) + 2, 550円(超過料金) +

160円(メーター使用料) × 1・1116, 501円

・変更前…6, 500円  
・変更後…6, 501円

○下水道使用料(町営水道水のみ)  
(2, 400円(基本料金) + 1, 650円(超過料金) ×

1・1114, 455円  
・変更前…4, 450円  
・変更後…4, 455円

○地域下水処理施設使用料  
(2, 776円(基本料金) + 1, 110円(超過料金) × 1・1114, 274・6円

・変更前…4, 270円  
・変更後…4, 274円

▼問合せ  
上下水道課水道業務係・下水道業務係 ☎72-6920

### コンポスト肥料「那須グリーンマニユア」をご利用ください!

湯本浄化センターでは、下水を浄化するときに発生する汚泥を有効利用し、コンポスト肥料「那須グリーンマニユア」を生産し販売しています。

▼販売価格  
100円/袋(10kg)(税込み)

▼販売期間 毎月21日から月末までの平日(午後1時～5時)

▼予約期間 毎月1日～20日までの平日(午前9時～午後5時)  
※販売は予約制です。

▼予約・販売場所  
湯本浄化センター(那須町大字高久丙4361・5)

▼問合せ 上下水道課下水道施設係 ☎72-6919